

昭和三十一年法律第七十九号

都市公園法

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第三章 立体都市公園（第二十一条—第二十六条）
第二回 都市公園の設置及び管理（第二条の二—第十九条）	第四章 監督（第二十七条・第二十八条）
第五章 雜則（第二十九条—第三十六条）	第五章 罰則（第三十七条—第四十三条）
第六章 附則	第六章 附則
第一章 総則（目的）	第一章 総則

第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地、又は緑地（□に該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（□に該当するものを除く。）

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

2 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便宜施設で政令で定めるもの

八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

十 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかるらず、都市公園に含まれないものとする。

十一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」といふ。）たる公園又は緑地

十二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される団体施設地区たる公園又は緑地

十三 公園の管理基準

第十三条 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するよう行うものとする。

第十四条 市道府県は、広域計画を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

第十五条 市町村は、基本計画を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

第十六条 都市公園に公園施設として設けられた建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいふ。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

第十七条 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

（公園施設の設置基準）

第十八条 一の都市公園に公園施設として設けられた建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいふ。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第十九条 公園管理者は、飲食店、売店その他の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設等指針」という。）を定めることができる。

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第二十条 公募により決定するとか、公園施設の設置又は管理を行なう者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

（公募設置等指針）

第二十一条 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募対象公園施設の種類

二 公募対象公園施設の場所

三 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

四 公募対象公園施設の使用料（公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。）の額の最低額

五 特定公園施設（公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園

4 国が設置する都市公園（第二条第一項第二号に該当するものを除く。）については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理者と認められるもの

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理するものが不適当又は困難であると認められるもの

（都市公園の管理基準）

第十三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。に適合するよう行うものとする。

（公園管理基準）

第十四条 市道府県は、広域計画を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第十五条 市町村は、基本計画を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第十六条 都市公園に公園施設として設けられた建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいふ。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第十七条 公園管理者は、飲食店、売店その他の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理を行なう者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設等指針」という。）を定めることができる。

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第十八条 公募により決定するとか、公園施設の設置又は管理を行なう者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

（公募設置等指針）

第十九条 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募対象公園施設の種類

二 公募対象公園施設の場所

三 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

四 公募対象公園施設の使用料（公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。）の額の最低額

五 特定公園施設（公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園

- 路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。(以下同じ。)の建設に関する事項(当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。)

六 利便増進施設(自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他政令で定める物件又は施設であつて、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。)の設置に関する事項

七 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項

八 第五条の五第一項の認定の有効期間

九 設置等予定者(公募対象公園施設に係る前条第一項の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準

十 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

三 前項第二号の場所は、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。

四 第二項第四号の使用料の額の最低額は、第十一条の規定に基づく条例(国の設置に係る都市公園にあつては、同条の規定に基づく政令)で定める額を下回ってはならないものとする。

五 第二項第八号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

六 公園管理者は、第二項第九号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

七 公園管理者は、公募設置等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(公募設置等計画の提出)

設置等計画」という。)を作成し、その公募設置等計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを公園管理者

- | | |
|---|---|
| 設置等計画」という。)を作成し、その公募設置等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 | 2 |
| 一 公募対象公園施設の設置又は管理の目的 | 一 公募対象公園施設の設置又は管理の目的 |
| 二 公募対象公園施設の場所 | 二 公募対象公園施設の設置又は管理の期間 |
| 三 公募対象公園施設の構造 | 三 公募対象公園施設の構造 |
| 四 公募対象公園施設の工事実施の方法 | 四 公募対象公園施設の工事実施の方法 |
| 五 公募対象公園施設の工事の時期 | 五 公募対象公園施設の工事の時期 |
| 六 公募対象公園施設の使用料の額 | 六 公募対象公園施設の使用料の額 |
| 七 特定公園施設の建設に関する事項 (当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。) | 七 特定公園施設の建設に関する事項 (当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。) |
| 八 利便増進施設の設置に関する事項 | 八 利便増進施設の設置に関する事項 |
| 九 都市公園の環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い講ずるものに関する事項 | 九 都市公園の環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い講ずるものに関する事項 |
| 十 資金計画及び収支計画 | 十 資金計画及び収支計画 |
| 十一 その他国土交通省令で定める事項 | 十一 その他国土交通省令で定める事項 |
| 第十五条の四 公園管理者は、前条第一項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
一 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。
二 当該公募対象公園施設が第五条第二項各号のいずれかに該当するものであること。
三 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。 | 第十五条の四 公園管理者は、前条第一項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
一 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。
二 当該公募対象公園施設が第五条第二項各号のいずれかに該当するものであること。
三 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。 |
| 二 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第五条の二第二項第九号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。
公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向 | 二 公募設置等計画提出者は、第五条の二第二項の認定 (前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた公募設置等計画 (変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募設置等計画」という。)に従つて公募対象公園施設の設置又は管理をしなければならない。 |
| 三 | 三 |
| 第五条の五 公園管理者は、前条第五項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。 | 五 公園管理者は、第三項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。 |
| 第六条の五 公園管理者は、前項の認定を受けた者 (以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。
(公募設置等計画の変更等) | 六 公園管理者は、前項の認定を受けた者 (以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。 |
| 第七条の六 前条第一項の認定を受けた者 (以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。
二 公園管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認められる場合に限り、その認定をするものとする。
一 変更後の公募設置等計画が第五条の四第一項第一号及び第二号に掲げる基準を満たしていないこと。
二 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。
前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。 | 七 公園管理者は、前項の変更の認定を受けた者 (以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。
二 公募設置等計画提出者は、第五条の五第一項の認定 (前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた公募設置等計画 (変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募設置等計画」という。)に従つて公募対象公園施設の設置又は管理をしなければならない。 |

上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。

- 2 公園管理者は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき第五条第一項の許可の申請があつた場合においては、同項の許可を与えないなければならない。

3 公園管理者が前項の規定により第五条第一項の許可を与えた場合においては、当該許可に係る使用料の額は、認定公募設置等計画に記載された使用料の額（当該額が第十八条の規定に基づく条例（国の設置に係る都市公園にあつては、同条の規定に基づく政令）で定める額を下限とする場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第五条の五第二項の公募対象公園施設の場所（前条第一項の変更の認定があったときは、同条第三項において準用する第五条の五第二項の公募対象公園施設の場所）については、第五条第一項の許可の申請をすることができる。（地位の承継）

第五条の八 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画提出者の一般承継人

二 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者（認定公募設置等計画に係る公園施設の設置基準等の特例）

第五条の九 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設を設ける場合における第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合、第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づき第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づき第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設を設ける場合」とする。

公園管理者は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき利便増進施設のための都市公園の占用について第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、第七条の規定にかかわらず、当該占用が第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に關しては、政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えなければならない。

2 ため必要を生じた他の工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定めがある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。

公園管理者は、前項の都市公園に関する工事

が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。
(義務履行のために要する費用)

二 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 公園管理者

二 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、工商関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行ふ者であつて公園管理者が必要と認めるもの

三 協議会において協議が調つた事項についての協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会が定める。

(条例又は政令で規定する事項)

第十一条 この法律及てこの法律に基く命令並びに条例(この法律に基く命令並びに条例)で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理は、関し必要な事項は、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める。

第十九条 国立公園又は国定公園の施設については、第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理について、第五条第一項及び第三項の規定を適用しない。

(第三章 立体都市公園)

第二十条 公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

(設置基準)

第二十一条 その区域を立体的区域とする都市公園（以下「立体都市公園」という。）の設置に関する基準については、政令で定める。
（公園一体建物に関する協定）

立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、当該建物の所有者又は所有者となるうとする者と次に掲げる事項を定めた協定

(以下「協定」という。)を締結することができ
る。この場合において、公園管理者は、当該立
体都市公園の管理上必要があると認めるとき
は、協定に従つて、当該建物の管理を行うこと

ができる。
一 協定の目的となる建物（以下「公園一体建
物」という。）

二 公園一体建物の新築、改築、増築、修繕又は模様替及びこれらに要する費用の負担
三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の

イ 負担
公園一体建物に関する立体都市公園の管理上必要な行為の制限
口 立体都市公園の管理上必要な公園一体建物への立入り

ハ 立体都市公園に関する工事又は公園一体建物に関する工事が行われる場合の調整
二 立体都市公園又は公園一体建物に損害が生じた場合の措置

四 協定の有効期間
五 協定に違反した場合の措置
六 協定の掲示方法
七 その他必要な事項

公園管理者は、協定を締結した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを公園管理者の事務所に備え一般の閲覧に供するとともに、協定で定めるところにより、公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、公園管理者の事務所において閲覧に供していける旨を掲示しなければならない。

(協定の効力)

第二十三条 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後ににおいて当該協定の目的となつている公園一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公園一体建物に関する私権の行使の制限等)

第二十四条 公園一体建物の所有者以外の者であつてその公園一体建物の敷地に関する所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者(次項において「敷地所有者等」という。)は、その公園一体建物の所有者に対する当該権利の行使が立体都市公園を支持する公園一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

前項の場合において、公園一体建物の所有者がこれを所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、当該公園一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、当該公園一体建物の所有者に対し、当該公園一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

(公園保全立体区域)

第二十五条 公園管理者は、立体都市公園について、当該立体都市公園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲で、その立体的区域に接する一定の範囲の空間又は地下を、公園保全立体区域として指定することができる。

公園保全立体区域の指定は、当該立体都市公園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲で、その立体的区域に接する一定の範囲の空間又は地下を、公園保全立体区域として指定することができる。

公園管理者は、公園保全立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(公園保全立体区域における行為の制限)

木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その員を有する

2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、他の施設の損傷を防止するための施設を設け、その他の施設の損傷を防止するため必要な措置を講じなければならない。

は、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4
公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ぜられるものを行つてはならない。

すゝみとかで きる

第四章 監督

(監督处分)

に該当する者に対し、この法律の規定によつて停止した許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行

為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若し

くは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者

二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者

四 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

五 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

六 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

七 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

八 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

九 第三項から第六項までに規定する工作物等の額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有者は、当該工作物等を保管する公園管理者（国土交通大臣が公園管理者であるときは、國に帰属する。）（監督処分に伴う損失の補償）

第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都

二 地方公共団体は、第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

三 地方公共団体は、第一項の規定により第一條から第二十八条まで及び前条の規定によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

四 第二十九条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

五 第三十一条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

六 第三十二条 地方公共団体は、必要があると認めることとは、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。（公園予定区域等）

七 第三十三条 地方公共団体は、必要があると認めることは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

八 第三十四条 地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

九 第三十五条 第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項（前条第四項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

一 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項（前条第四項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第五条の五第一項若しくは第五条の六第一項の規定による認定又はこれららの規定による認定を与えないこと。

三 第十条第二項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示

四 第十三条、第十四条第二項又は第二十八条の規定による必要な措置の命令

五 第二十六条第二項又は第四項（前条第四項においてこれらの規定による必要な措置の命令を含む。）の規定による必要な措置の命令

六 第二十七条第一項若しくは第二項（前条第四項においてこれらの規定による必要な措置の命令を含む。）の規定による必要な措置の命令

あるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、三月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者

四 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

五 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

六 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

七 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

八 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

九 第三項から第六項までに規定する工作物等の額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有者は、当該工作物等を保管する公園管理者（国土交通大臣が公園管理者であるときは、國に帰属する。）（監督処分に伴う損失の補償）

第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都

二 地方公共団体は、第一項の規定により第一條から第二十八条まで及び前条の規定によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

三 第二十九条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

四 第三十一条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

五 第三十二条 地方公共団体は、必要があると認めることは、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。（公園予定区域等）

六 第三十三条 地方公共団体は、必要があると認めることは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

七 第三十四条 地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

八 第三十五条 第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項（前条第四項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

一 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項（前条第四項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第五条の五第一項若しくは第五条の六第一項の規定による認定又はこれららの規定による認定を与えないこと。

三 第十条第二項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示

四 第十三条、第十四条第二項又は第二十八条の規定による必要な措置の命令

五 第二十六条第二項又は第四項（前条第四項においてこれらの規定による必要な措置の命令を含む。）の規定による必要な措置の命令

六 第二十七条第一項若しくは第二項（前条第四項においてこれらの規定による必要な措置の命令を含む。）の規定による必要な措置の命令

失を受けたときは、その者に對し通常受けるべき損失を補償するものとする。

第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(地盤国有公園に関する経過措置)

国は、明治六年太政官布告第十六号に基いて設置された公園又は旧東京市区改正条例(明治二十一年勅令第六十二号)により議定された事業、旧特別都市計画法(大正十二年法律第五十号)による特別都市計画事業、旧神宮関係特別都市計画法(昭和十五年法律第七十五号)による都市計画事業若しくは旧特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)による特別都市計画事業によつて生じた公園でこの法律の施行の際都市公園となるものを構成する国有に属する土地物件については、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、第二十一条の規定にかかわらず、当該土地物件に係る都市公園が設置されている間、当該都市公園を管理すべきものとなつた地方公共団体に無償で貸し付けるものとする。ただし、当該都市公園を構成する国有の土地のうち附則第六項に規定する工作物等の敷地であるものについては、当該工作物等の敷地である期間中は有償とする。

10 (国の無利子貸付け等)

国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十九条の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九条の規定(この規定による国との補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 前項の國の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

12 前項に定めるもののほか、附則第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要な事項は、政令で定める。国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付け

の対象である都市公園の新設又は改築について、第二十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 地方公共団体が、附則第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

14 (施行期日) 附則(昭和三十三年六月一日法律第十六号)抄
1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。
附則(昭和三七年九月一五日法律第一六号)抄
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされるとする審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等について、行政不服審査法による

この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。たゞし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものとされ、かつ、その提起期間が定められたものについては、なお從前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(都市公園法の一一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるものとされ、かつ、その提起期間が定められたものについては、なお從前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(施行期日)

の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百八十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限り、)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十一条第二項及び第五十六条の改正規定に限り、)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限り、)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限り、)、

第一百二十二条の二並びに第一百二十三条第一項

の規定 平成二十四年四月一日

四
量

第六条（訴訟に関する経過措置）

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第百三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三条第一項の政令で定める技術的基準は同項の条例で定める基準と、百分の二は同法第四条第一項本文の条例で定める割合と、同項ただし書の政令で定める範囲は同項ただし書の条例で定める範囲とみなす。

起については、なお従前の例による。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第百三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三条第一項の政令で定める技術的基準は同項の条例で定める基準と、百分の二は同法第四条第一項本文の条例で定める割合と、同項ただし書の政令で定める範囲は同項ただし書の条例で定め

べき期間を経過したものも含む。) の訴えの提

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
の規定 平成二十四年四月一日
第四十九条 第百三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三条第一項の政令で定める技術的基準は同項の条例で定める基準と、百分の二は同法第四条第一項本文の条例で定める割合と、同項ただし書の

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第百三十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三条第一項の政令で定める技術的基準は同項の条例で定める基準と、百分の二是同法第四条第一

される場合にあつては、当該他の不服申立てを

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第百三十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三条第一項の政令で定める技術的基準は同項の条

の他の行為を経た後でなければ提起できないと

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
の規定 平成二十四年四月一日
第四十九条 第百三十条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三

他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の規定 平成二十四年四月一日
(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第三百三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づき

すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが

の規定 平成二十一年四月一日
(都市公園法の一一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第百三十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第二項

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

の規定 平成二十四年四月一日
(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

いこととされる事項であつて、当該不服申立て

の規定 平成二十四年四月一日
(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第四十九条 第百三十条の規定の施行の日から起算

は不服申立てに付する行政局の裁決決定その他行為を終た後でなければ訴訟提起できない

(都市公園法の一部改正に伴う整備措置) の規定 平成二十四年四月一日

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てを付する行政守の裁決、決定その

条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び
同条の次に一条を加える改正規定、第四条中
生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、
同法第八条に一項を加える改正規定、同法第
十条の改正規定、同条の次に五条を加える改
正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第
五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び
第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第
七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八
条（地域における歴史的風致の維持及び向上
に関する法律（平成二十年法律第四十号）第
三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、
第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十
三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法
律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）
の規定 公布の日から起算して一年を超えな
い範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用
については なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、第一条、第二条及び第四条か
ら第六条までの規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認め
るときは、その結果に基づいて必要な措置を講
ずるものとする。
(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののはか、この
法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定
める。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八 号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和六年五月一九日法律第四〇 号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。